

○一関工業高等専門学校外国人客員研究員規則

(平成11年7月5日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、一関工業高等専門学校（以下「本校」という。）において特定の研究課題について本校の教員と共同して研究活動に従事する外国人研究者（外国人客員研究員（以下「客員研究員」という。))を受け入れる場合の取り扱いについて定めるものとする。

(資格)

第2条 客員研究員は原則として修士課程修了の者、又はこれと同等以上の研究能力を有する者とする。

(研究期間)

第3条 研究期間は原則として1月以上1年以内とする。ただし、必要があると認められる場合には、1年に限り延長することができる。

(受入の決定)

第4条 受け入れを希望する教員（以下「受入教員」という。）は、2月前までに別記様式1により校長宛に申請しなければならない。

2 校長は申請書により、その受け入れの可否を決定する。

(受入報告)

第5条 受入教員は、客員研究員を受け入れた時は、速やかに校長宛に報告するものとする。

2 受入教員は、客員研究員の受入承認後、申請書に記載した研究期間等に変更が生じたときは、別記様式2により速やかに校長宛報告するものとする。

(研究等)

第6条 客員研究員は、受入教員と協議して定めた研究計画に従い、本校において研究に従事するものとする。

2 客員研究員は、本校の教育研究に支障のない範囲において本校の施設及び設備等を使用することができる。

3 客員研究員は、授業を担当することはできない。ただし、校長の承認を得て、学生の教育に協力することができる。

(給与等)

第7条 本校は、客員研究員に対し、一切の経費負担は行わない。ただし、共同研究により多大な成果が見込まれる場合には、渡航費と滞在費に限り受入教員の委任経理金で負担することができるものとする。

(遵守義務)

第8条 客員研究員は、本校の諸規定を遵守しなければならない。

(守秘義務)

第9条 客員研究員は、活動上知ることができた秘密を他に漏らしてはならない。また、その任期が終了した後も同様とする。

(知的財産の取扱い)

第10条 客員研究員が本校において行った研究活動により生じた知的財産の取扱いは、別に定めがある場合を除き、独立行政法人国立高等専門学校機構知的財産権取扱規則に準ずる。

(その他)

第11条 校長は、客員研究員の活動によって本校の運営に重大な支障が生じたと判断したときは、当該客員研究員の受け入れを取り消すことができる。

2 この規則に定めるもののほか、客員研究員の取扱いに関して必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月3日規則第27号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式1 (第4条関係)

一関工業高等専門学校外国人客員研究員受入申請書

年 月 日

一関工業高等専門学校長 殿

受入教員氏名

印

下記のとおり共同研究のため外国人客員研究員を受け入れたいので承認願います。

フリガナ 氏 名 (生年月日)	姓 名 (注. 中国, 韓国等は漢字で記入のこと) (年 月 日生)
本国での 所属・職名	
最終学歴	年 月 卒業・修了
略 歴	
研究テーマ	
研究期間	年 月 日 ~ 年 月 日
経 費	渡航費: 滞在費:
在留資格	
備 考	

様式2 (第5条関係)

一関工業高等専門学校外国人客員研究員変更届

年 月 日

一関工業高等専門学校長 殿

受入教員氏名

印

下記のとおり変更したいので承認願います。

記

1 研究員氏名

2 変更事項 (該当する番号を○で囲み, 内容を記入すること)

①研究期間

当初予定	年	月	日	～	年	月	日
変更後	年	月	日	～	年	月	日

②経 費 (研究期間延長の場合も延長分を記入すること)

渡航費： 滞在費：

③在留資格

旧：
新： (年 月 日から)

④その他